



2020年3月24日  
一般社団法人 日本植物工場産業協会

---

## 農林水産省発表「農業における新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」のお知らせ

---

### 【新型コロナウイルスに関する情報】

農林水産省より下記ガイドラインが発表されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 「農業における新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただきありがとうございます。

この度、農林水産省では農業者の皆様向けに、新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインを作成しました。

本ガイドラインは、農業者や雇用従業員、集出荷施設の作業従事者等の感染予防や感染拡大防止を念頭に、

(ア) 予防対策の徹底

(イ) 感染者や濃厚接触者への対応

(ウ) 施設設備等の消毒の実施

(エ) 業務の継続

の4つの観点から整理したものであり、生産者の皆様の経営・操業を維持に役立てるためのものです。

詳細につきましては、以下のページを御覧ください。

○農業における新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_nou.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf)

○参考：新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン掲載ページ（食品事業者等の各分野のガイドラインが掲載されています）

[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/ncv\\_guideline.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html)

ガイドラインにも示されているとおり、現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。また、製造、流通、調理、販売等の各段階で、体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はありません。



このため、施設園芸関係者、特に生産者の皆様におかれましては、本ガイドラインを参考に、引き続き、施設に入る際や収穫物を取り扱う際の手洗いや消毒など、通常の衛生管理等を徹底していただくとともに、個別の事案ごとに事業継続等について保健所等と連携して判断を行うなど、適切に対処していただきますようお願いいたします。

その他参考となるホームページをご紹介します。ご参照ください。

【厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A】

（一般の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)

【新型コロナウイルス（COVID-19）に関する食品関連情報（国立医薬品食品衛生研究所安全情報部）】

国立医薬品食品衛生研究所が、WHO や各国政府機関等が発信している食品関連情報をまとめているサイト

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/microbial/2019-nCoVindex.html>

引き続き、感染拡大防止にご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

以上